

第3次雲南広域連合広域計画



期間：平成23年度～平成27年度

雲南広域連合

【 目 次 】

I 序論

- 1. 広域計画の策定にあたり . . . 1
- 2. 広域計画策定の趣旨 . . . 3
- 3. 広域計画の役割 . . . 3
- 4. 広域計画の区域 . . . 3

II 基本計画

- 1. 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の
実施に関すること . . . 4
- 2. 介護保険の実施に係る基本方針に関すること . . . 6
- 3. 消防に関する事務に係る基本方針に関すること . . . 8
- 4. し尿処理施設に関する事務に係る基本方針に関すること . . . 10
- 5. 広域的に行う事務の調査研究に関すること . . . 12
- 6. 広域計画の期間及び変更に関すること . . . 13

I 序論

1. 広域計画の策定にあたり

雲南地域の各町村は、平成6年7月、過疎化、高齢化が急速に進行している雲南地域の課題と広域的な取り組みについて調査検討を行うため、島根県と関係町村で「雲南地域振興協議会」を設立し、平成8年11月には、地域振興を図るために、「ゆうきの里雲南」基本構想を策定しました。

そして、この基本構想を実践するため、雲南地域振興協議会を「雲南広域振興協議会」に改組し、平成9年4月木次合同庁舎内に事務局を設置し、職員を配置しました。

また、新たな業務として介護保険事業の共同実施の提案があり、関係町村の話し合いと先進地視察の実施など十分な検討のもとで、介護保険事業の共同実施及び広域的な地域振興を図るため、共通の認識と理解に立ち、地域の一体的な発展と簡素で効率的な広域行政をめざして、平成11年8月1日に雲南広域連合（以下「広域連合」という。）を設立しました。

平成12年度においては、地方自治法に基づき広域連合と広域連合を構成する町村が雲南広域連合規約（以下「規約」という。）に基づき処理する事務について、「経緯」、「現状と課題」及び「今後の方針と施策」を明らかにする第1次雲南広域連合広域計画（平成13年度～平成17年度）を定め圏域の町村が町村の枠を超えて一体となって共通課題の解決に向けて取り組むことを基本に、活力ある雲南地域の実現を目指した取り組みを進めました。

更に、松江地区広域市町村圏に編入されていた仁多郡2町及び大原郡3町と、出雲地区広域市町村圏に編入されていた飯石郡5町村のあわせて10町村で、平成13年4月、新たに「雲南地区広域市町村圏」を設立するとともに、「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、広域的な地域振興策を展開していくこととしました。

その後、少子高齢化の進行や日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化と地方分権の進展への対応、国・地方を通じた深刻な財政状況などその抜本的な対応策として市町村合併が急速に進み、本地域においても、最終的に平成17年4月には、10町村から雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町の構成となりました。

新たな雲南地域の枠組みを受け、平成17年12月には1市2町と広域連合による、第2次広域計画（平成18年度～平成22年度）を策定し、この地域の一体的な発展を進めてきました。

また、平成18年12月には、圏域を構成する各市町の総合振興計画を基本として、県の計画などの上位計画との整合性を図りつつ、地方分権、行財政改革の

推進に伴う広域的な地域振興施策の展開の方向性を示すものとして雲南地区ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）が作成されました。

しかし、国は、平成21年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

また、平成21年4月1日には、総務省が提唱した定住自立圏構想の要綱が施行されました。これを受けて、雲南市・奥出雲町・飯南町・雲南広域連合の職員による雲南地域定住自立圏構想等調査研究会を同年5月に設置し、12月に検討報告書をまとめました。

平成23年度、雲南消防組合、雲南環境衛生組合及び広域連合は、迅速な意思決定による効率的な業務運営を進めるとともに、総経費の抑制を図りながら、安定的な業務運営の確保と住民サービスの更なる向上に努めることを目的に再編統合しました。今後、新たな広域連合において、多様化、高度化する行政ニーズに適切かつ効率的に対応し、地方分権の受け皿として足腰の強い広域行政システムを整備します。

このように、広域連合を取り巻く状況が年々変化する中で、今後の雲南広域行政圏のあり方について構成市町と協議するとともに、第2次計画の評価を実施しました。総括的には、雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用して、ターゲットを中国地方の最大のマーケットである広島市に絞り雲南地域の様々なPRを実施してきました。雲南広域連合独自イベントである「だんだん・うなんフェア」や島根県の実施している「島根ふるさとフェア」への継続的な参加における構成市町との関係は、県内の他圏域にはない一体的な連携が図られています。第2次計画の評価や取り巻く状況を踏まえ、第3次雲南広域連合広域計画の基本方針を次のとおり決定しました。

○雲南広域行政圏のあり方

広域行政圏については、従来どおりの枠組みを維持します。

○ふるさと市町村圏計画について

ふるさと市町村圏計画の理念「ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、生命を育む～」は今後も継承します。

○雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金及び同基金に基づく事業

基金を存続したソフト事業を実施します。

上記内容を踏まえ、平成22年度において、新たに今後5年間の第3次の広域計画の策定を行いました。なお、施策の推進にあたり、実施計画としてふるさと市町村圏計画を別途作成し事務事業に取り組みます。

※参考

- 雲南地区ふるさと市町村圏計画（基本構想） 平成13年度～平成22年度
- 第1次雲南広域連合広域計画 平成13年度～平成17年度
- 第2次雲南広域連合広域計画 平成18年度～平成22年度
- 第3次雲南広域連合広域計画 平成23年度～平成27年度
- 雲南地区ふるさと市町村圏計画（実施計画） 平成23年度～平成27年度

2. 広域計画策定の趣旨

広域計画は、広域連合の事務に関し、規約第5条に掲げる次の項目について、広域連合が処理する事務と構成市町が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務を総合的かつ計画的に処理するために策定します。

- (1) 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の実施に関する事
- (2) 介護保険の実施に係る基本方針に関する事
- (3) 消防に関する事務に係る基本方針に関する事
- (4) し尿処理施設に関する事務に係る基本方針に関する事
- (5) 広域的に行う事務の調査研究に関する事
- (6) 広域計画の期間及び変更に関する事

3. 広域計画の役割

広域計画で定めようとする項目に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第2項の規定に基づき、構成市町と他の法律の規定による諸計画との調和を図りながら、広域連合が処理する事務及び構成市町が処理する事務を明確にし、また、広域連合の事務と構成市町の広域的事務の総合的かつ計画的な処理とその連絡調整を行うための広域計画とします。

4. 広域計画の区域

広域計画の区域は、規約第3条で規定する広域連合の区域（雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町の区域）とします。

II 基本計画

1. 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の実施に関すること

(1) 経緯

平成13年に関係市町村の出資及び県の助成により8億円の雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を造成しました。

広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、圏域の活性化やイメージアップを図るための様々な事業を展開し、圏域全体の振興に努めてきました。

(2) 現状と課題

平成21年3月に国のふるさと市町村圏推進要綱は廃止されましたが、この基金を存続し、運用益を原資とした地域振興にかかるソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

今後も、この運用益を有効に活用し、雲南地域の振興につながる事業展開を図る必要があります。

(3) 今後の方針と施策

「ゆうきの里 雲南」のキャッチフレーズ「旬を感じ 生命を育む」は、旬を感じることでできる豊かな自然の中、健康を支えるおいしい農産物を育み、伝統文化を守ってきた雲南地区において、それぞれの市町が持ち味を生かしながら有機的に連携し、ここに住む人々が誇りを持ってゆとりのある暮らしを実感できる、人間性豊かな新しい生活の舞台を築き上げることをテーマとしています。

このキャッチフレーズのもと、構成市町と広域連合で取り扱う事務事業の位置づけを明確にし、連携強化を図り、補完し合いながら、効率的かつ効果的に次の施策を推進します。

①ものづくり（産業の振興）

雲南地域の特色ある製品の販路拡大やそれに伴う地元企業の活性化を図るため、消費者ニーズの調査や情報収集、地域製品のPR等を推進します。

②イメージづくり（観光の振興）

中国横断自動車道尾道松江線開通や各種広域観光圏事業に対応するため、各種媒体を活用した雲南地域の情報発信等を積極的に実施します。

③安心づくり（環境・基盤整備）

地域住民が安心して生活できるように、地域防災体制の整備や生活環境の維持改善に構成市町と連携して取り組みます。

④人づくり（教育・文化の振興）

地域の維持や活性化を図るため、伝統文化の継承や担い手育成のための地域づくり支援等を実施します。また、圏域内行政職員の資質向上のために人事交流等について構成市町と連携して実施します。

2. 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

全国的に少子高齢化が進む中、雲南地域においても同様な状況となっており、高齢化が顕著になっています。

平成12年4月に創設された介護保険制度も、平成22年3月末で10年の節目を迎え、給付費ベースで見ると、平成12年度の34億円から平成21年度は61億円とほぼ倍増しています。

また、平成18年4月に介護予防を重視した制度改正、平成19年10月に介護保険施設入所者に対する食費・居住費が原則利用者負担となるなど、様々な制度改正が行われました。

(2) 現状と課題

第1号被保険者数は少子化の進展に伴い減少傾向にありますが、要介護認定者数は増加傾向にあります。これは、要介護リスクの高い75歳以上の後期高齢者数が増加し続けているためです。

また、高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯の増加に加え、認知症高齢者や胃ろう処置・喀痰吸引処置などの医療を必要とする高齢者数も年々増加傾向にあり、家庭での介護がきびしくなっています。こうした中、施設待機者数は平成22年3月末で約580人となっており、介護保険施設や居住系施設の整備が喫緊の課題となっています。

(3) 今後の方針と施策

要介護者の方については、適切なサービスの提供により悪化を防止し、介護保険を使うまでには至らない方については、地域包括支援センターを中心に要介護リスクの高い特定高齢者を効率的に把握し、要介護者をできるだけ作らないよう通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業等の充実に努めます。

また、民生委員やボランティア団体などの地域資源を最大限活用するため地域でのネットワークの構築を強化し、住み慣れた地域で最期まで生活ができるよう努めるとともに、第3期介護保険事業計画で策定した平成26年度におけるサービス基盤の整備の目標達成に努力します。

なお、第4期介護保険事業計画では、第3期計画までの基本理念は引き続き踏襲し、安心して自立した日常生活が送れるよう次の施策を推進します。

①入所施設及び居住系サービスの整備

認知症高齢者数やひとり暮らし高齢者世帯の増加に対応するため、入所施設及び居宅系サービスの適正な整備を図ります。また、要介護者の多様なニーズ

に対応するため、地域密着型の居宅系サービスの整備を併せて推進します。

②介護サービス基盤の整備

要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域において介護を受けながら居宅での生活が維持できるよう、特に不足しているサービスの整備を図ります。

③介護予防の充実

介護予防は、被保険者が要支援・要介護の状態にならないように、また、要支援の状態になっても運動機能や栄養状態の改善を図り重度化を防ぐ目的で行われます。被保険者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営まれるよう生活の質の向上を高めていくように介護予防の充実を図ります。

④認知症対策の充実

認知症の高齢者が増加している中、認知症への対応の充実を図ります。

3. 消防に関する事務に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

雲南地域の消防体制は、昭和45年に山陰地方で初めての組合消防として、木次町外3町消防組合として発足し、平成3年には常備消防の未整備地域である仁多郡の旧2町、平成6年には旧飯石郡の3町1村の組合加入により、雲南地域の旧10町村全てが構成団体となる雲南消防組合となりました。

以降平成の大合併といわれる市町村合併により、構成団体が平成17年には、1市2町で構成する組合として住民の安全安心の確保に取り組んできました。

さらに平成23年には、雲南地域の広域行政における住民サービスの更なる向上と消防機能の強化を目指し、多様化する行政ニーズに合理的かつ効率的に対応するために雲南広域連合消防本部に移行します。

(2) 現状と課題

近年自然災害の多発、局所化が顕在する中で、社会情勢の変化等により、災害の様子は、複雑多様化の傾向を強めています。

雲南地域では、少子高齢化、過疎化が急速に進み、災害弱者が増加する反面、地域医療の後退が相まって住民の防災に対する関心は、一層の高まりを見せています。

雲南消防本部では、住民生活の安全安心を守るため、高速道路網の整備、県下の医療用ヘリコプターの導入などを踏まえ地域事情を鑑み、災害時における更なる対応能力の充実に努める必要があります。

また、大規模災害や特殊災害には、総合的な対応が必要であることから、職員の教育訓練、計画的な施設整備、消防団をはじめとする防災関係機関との連携強化、広域的な相互応援体制の充実に努めます。

雲南地域全体の防災力を高めるため、自主防災組織の育成強化を推進し、災害を未然に防ぐ予防体制の構築が求められます。

(3) 今後の方針と施策

雲南地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防機能の強化を目指し、次の施策を推進します。

① 効率的な消防行政運営と地域事情に対応した消防力の整備

構成市町との連携を密にし、積極的に防災対策を推進するとともに、過疎化、少子高齢化、また、高速道路網の整備に伴う交流人口の増加等を踏まえ、災害対応の充実に努めます。

② 予防対策の充実、強化

自主防災組織の育成を推進し、一般住民の予防意識の高揚に努め、地域一帯となった災害の減少に努めます。

③救急救命体制の充実

高齢化に伴う疾患形態の重症化が予測される状況において、計画的な救急救命士の養成及び資機材の整備に努めます。

④情報通信体制の整備

消防救急無線のデジタル化、高機能指令台の更新等、災害における初動体制整備の充実に努めます。

⑤関係機関との連携強化

消防団をはじめとする関係機関との連携をさらに推進し、雲南圏域一体となった防災体制の構築に努めます。

4. し尿処理施設に関する事務に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

市町固有の事務である「し尿処理施設の設置、維持管理及び収集運搬処分並びにし尿浄化槽汚泥の処分」の事務を共同処理する目的で、昭和36年9月1日に木次町・大東町・加茂町・三刀屋町・掛合町・吉田村を構成町村とした、木次町外5ヶ町村雲南環境衛生組合を設立しました。その後、宍道町・仁多町・横田町・頓原町・赤来町が加わり昭和63年4月には木次町外10ヶ町村雲南環境衛生組合となりました。

平成16年から17年に掛けて構成町村の合併による雲南市、奥出雲町、飯南町の誕生に伴い、雲南環境衛生組合と改称し1市2町で運営することとなりました。

現在のし尿処理施設（以下「雲南クリーンセンター」という。）は、国及び県の排水基準の上乗せ規制により、昭和63年5月から総事業費約15億3千万円を掛け処理能力日量90kℓを処理する第4次施設建設工事に着手し、平成2年8月供用を開始し今日に至っています。

(2) 現状と課題

生活排水処理基本計画に基づき、関係市町と連携しながら、一般家庭から排出されるし尿（以下「し尿」という。）、合併浄化槽並びに農業集落排水施設から生じる汚泥（以下「浄化槽汚泥」という。）の処理を行っています。

平成21年度の処理物搬入受付日は281日、処理物搬入総量は37,128,04kℓで、日量平均101.7kℓを処理しています。種類別では、し尿が13,669.36kℓ、浄化槽汚泥は23,458.68kℓ、搬入割合はし尿が36.8%、浄化槽汚泥が63.2%で、公共下水道事業と共に農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業の進捗に伴い、平成18年度から浄化槽汚泥の処理量がし尿を上回る状況になっています。

また、雲南クリーンセンターの維持管理については、業務の一部を民間委託し、事務の効率化を図り、適正な施設管理運営を行っています。

雲南圏域では、近年生活排水処理対策として公共下水道施設整備と共に農業集落排水施設及び合併処理浄化槽施設が急速に普及してきています。これにより、従来のし尿処理量の減少、浄化槽汚泥処理量の増加等処理内容の変化に対応した施設の維持管理が求められます。

一方これらの施設から排出される浄化槽汚泥については、雲南クリーンセンタ

一に搬入され、公共下水道汚泥についてはそれぞれの施設で単独に処理されています。各施設にそれぞれ汚泥処理設備を設けることとなれば、新設及び更新に要する費用や維持管理費が増大することに加え、余剰汚泥の処分先の確保が難しくなることが予想されます。

一般的に汚泥処理には建設を含めて多額の費用を要し、また循環型社会を形成する上でも環境負荷の軽減に配慮した汚泥の減容化と資源化による適正な処理の在り方が求められており、「資源化」は避けて通れない選択肢です。当処理施設でもコンポスト化により農地還元を行っています。農集汚泥の増加に伴い処理能力が限界に近づきつつあります。公共下水道汚泥についても各施設で処理されていますが、処分場の確保、処理経費の増大等課題を抱えています。

(3) 今後の方針と施策

関係市町と連携し、区域内のし尿及び浄化槽汚泥の今後の推移を把握しながら、適切な処理計画を策定し、次の施策を推進します。

①し尿処理施設の更新

雲南クリーンセンターは平成2年8月以来、雲南地域及び松江市（旧宍道町）のし尿及び浄化槽汚泥を処理してきましたが、築後20年が経過し耐用年数も到来しているため、施設更新について関係市町と協議検討します。

②広域的に共同処理する生活排水処理施設の調査

生活排水処理施設で発生する汚泥を将来にわたって適性かつ効率的に処理するため、関係市町の公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の汚泥処理と、し尿処理を集約し、広域的に共同処理できる仕組みや施設整備について調査します。

③適正で経済的な汚泥処理方式の調査

循環型社会形成を踏まえた廃棄物の有効利用と減量化を図る観点から、長期的かつ総合的な視野にたって、適正で経済的な汚泥処理方式を調査します。

5. 広域的に行う事務の調査研究に関すること

(1) 経緯

地方分権の推進や少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、極めて厳しい財政状況にある中、一層簡素で効率的な行財政運営が求められています。

一方、住民の生活圏拡大、価値観の多様化、少子高齢化、過疎化等が進むなかで、住民の多様なニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。

このような、「行財政運営の効率化」と「充実した行政サービスの提供」という課題に対応するため、広域的な行政事務への移行も必要とされています。

(2) 現状と課題

現在、地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが求められており、広域連合は、その受け皿として、市町事務の簡素化及び経費節減に重要な役割を果たすこととなり、広域的に行う事務の調査研究を構成市町と十分な協議を行い、実施していく必要があります。

一部事務組合の統合により、広域連合を含め、2つの広域行政組合となりますが、今後地方分権の進展に合わせ、更なる事務の効率化を含め、広域行政のあり方を検討していく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

構成市町及び関係機関との連携を図り、市町事務の簡素化、合理化を図るため、広域処理することにより簡素効率化が可能と考えられる業務について、広域化によるメリット、デメリットを調査研究します。

①地方分権に関すること

②広域的な保健福祉及び地域医療に関すること

③広域的な収納対策に関すること

④その他広域連合長が必要と認める広域行政事項に関すること

6. 広域計画の期間及び変更に関すること

広域計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画の期間満了前に見直しを行い、その後5年間の単位とする新たな広域計画を策定します。

また、広域計画の変更は、雲南広域連合長が必要と認める場合に、雲南広域連合議会の議決を経て行うこととします。